

みんなで支え合う

# 国民健康保険



**交通事故など  
他人の行為により  
治療を受けた場合は…**

## ●医療費は加害者が負担します

交通事故など、他人の行為が原因でケガをした場合や病気になった場合でも、国民健康保険（国保）で医療機関に受診できます。

医療費は、過失に応じて加害者が負担するというのが原則ですが、国保が一時的に立て替えて支払い、後でその医療費を被害者に代わって加害者に請求することになります。

## ●そのためには届出を！

### ①警察に届け出ます

交通事故にあつたら、すみやかに警察に届け出て、「交通事故証明書」をもらいます。

### ②役場に届け出ます

役場の国保の窓口（住民課保険年金担当）へも届け出て、「第三者行為

による傷病届」を提出します。

## 届出に必要な書類

・第三者行為による傷病届およびその他必要な書類

（用紙は役場住民課にあります）

・交通事故証明書

（所定の申請用紙は警察署、交番、役場住民課にあります）

・国民健康保険証

・印鑑（スタンプ式以外のもの）

※必要な書類がそろわなくても、まずご相談ください。

## ●示談の前に必ず相談を！

国保に届け出る前に、加害者から治療費を受け取ったり、示談を済ませたりすると、後で国保から加害者に費用の請求ができなくなる場合や給付を返納していただく場合がありますので、必ず示談の前にご相談ください。



◆問い合わせ先 住民課 保険年金担当 ☎6571 有線⑤7784

# 国民年金 からのお知らせ

## 新成人の皆さんへ

### 20歳からスタート国民年金

今年20歳を迎えられる皆さん、ご成人おめでとうございませう。



国民年金はすべての公的年金制度の基礎となるものです。日本国内に住所のある20歳から60歳までの方は、学生の方も含め国民年金に加入することが法律で義務づけられています。

20歳を迎えられるこの機会に、自身の将来を考え、国民年金に加入しましょう。

なお、すでに就職され厚生年金に加入しておられる方は、改めて国民年金に加入する必要はありません。

日本年金機構滋賀事務所では、20歳の誕生日の前月に「資格取得届（20歳到達者用）」をお送りしています。必要事項をご記入のうえ、役場住民課保険年金担当までご提出ください。

また、資格取得後に保険料の納付が困難な場合は、学生納付特例や申請免除の制度がありますので、お問い合わせください。

## 年金受給者の皆さんへ

### 公的年金等の源泉徴収票が送付されます

日本年金機構本部（東京都杉並区）から、国民年金や厚生年金等の老齢年金を受給されている方を対象に、1年間の年金の支払総額等が記載された「平成22年分の公的年金等の源泉徴収票」が1月下旬に送付されます。

この源泉徴収票には、平成22年中に国が年金から引き去りをした介護保険料や後期高齢者医療保険料、国民健康保険税額などが表示されており、確定申告の際に必要となりますので、大切に保管しておいてください。

※障害年金や遺族年金は課税対象ではないため、源泉徴収票は送付されません。

※源泉徴収票を受け取り後に紛失された方は、草津年金事務所へお問い合わせください。

## ◆問い合わせ先

住民課 保険年金担当

☎6571 有線⑤7784

草津年金事務所

☎077-5671-2220

(国民年金課)

☎077-5671-1311

(お客様相談室)